



I 章



業務の紹介

貸付業務 22

- 1.概要 22
- 2.貸付利率 24
- 3.貸付の審査体制 25
- 4.貸付実績の推移 26
- 5.貸付対象事業の紹介 30

地方支援業務 37

- 1.基本姿勢 37
- 2.地方支援業務の概要 37

資金調達業務 39

- 1.機構債券の種類 39
- 2.資金調達の基本姿勢 40
- 3.機構債券の特徴 41
- 4.資金調達実績の推移 42



貸付業務

- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
- 国又は都道府県が同意・許可を行った地方債に対して貸付けを行います。
- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
- 地方公共団体健全化基金による利下げにより、低利での資金を提供します。
- 貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 概要

1. 貸付対象団体

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は地方公共団体の実施する次の事業です。

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ・観光施設事業
- ・駐車場事業
- ・産業廃棄物処理事業
- ・公営住宅事業※1

一般会計債

- ・公共事業等
- ・緊急防災・減災事業
- ・学校教育施設等整備事業※2
- ・社会福祉施設整備事業
- ・一般事業
- ・地域活性化事業
- ・防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ・合併特例事業

臨時財政対策債

上記のほか、公営企業借換債および被災施設借換債を対象としています。

※1 公営住宅事業は地方公共団体金融機構法上「公営企業」として規定。

※2 学校教育施設等整備事業は、平成24年度から新たに貸付対象になりました。

3.貸付けの種類

機構の貸付けは、次の3種類です。

- 長期貸付
起債同意・許可を得た地方公共団体に対する償還期限が二会計年度以上にわたる資金の貸付け
- 同意・許可前貸付
起債同意・許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の同意・許可前の貸付け
- 短期貸付
当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

4.償還期限

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

| 貸付対象事業 | | 平成24年度同意（許可）債 | | | | |
|-----------------------|----------------------------|---------------|----------|-----------|----------|---|
| | | 固定金利 | | 利率見直し（注） | | |
| | | 償還期限 | 据置期間 | 償還期限 | 据置期間 | |
| 一般 会 計 債 | 公 共 事 業 等 | 年以内 20 | 年以内 5 | 年以内 20 | 年以内 5 | |
| | 公 営 住 宅 事 業 | 25 | 5 | 25 | 5 | |
| | 緊急防災・減災事業 | 10 | 2 | — | — | |
| | 教育・福祉施設等 整備事業 | 学校教育施設等整備事業 | 25 | 3 | 25 | 3 |
| | | 社会福祉施設整備事業 | 20 | 3 | 20 | 3 |
| | 一 般 単 独 事 業 | 一 般 事 業 | 20 | 5 | 20 | 5 |
| | | 地 域 活 性 化 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 防 災 対 策 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 地方道路等整備事業 | 20 | 5 | 20 | 5 |
| | | 合 併 特 例 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| 臨時財政 対策債 | 都道府県・政令指定都市 | — | — | 30 | 3 | |
| | 市 町 村 | — | — | 20 | 3 | |
| 公 営 企 業 債 | 水 道 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | |
| | 工 業 用 水 道 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | |
| | 交 通 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | |
| | 電 気 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | |
| | ガ ス 事 業 | 25 | 5 | 25 | 5 | |
| | 港 湾 整 備 事 業 | 20 | 5 | 30 | 5 | |
| | 病 院 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | |
| | 市 場 事 業 | 25 | 5 | 25 | 5 | |
| | と 畜 場 事 業 | 20 | 5 | 20 | 5 | |
| 下 水 道 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |

（注）利率見直しは10年ごとの見直し



2. 貸付利率

1. 貸付利率

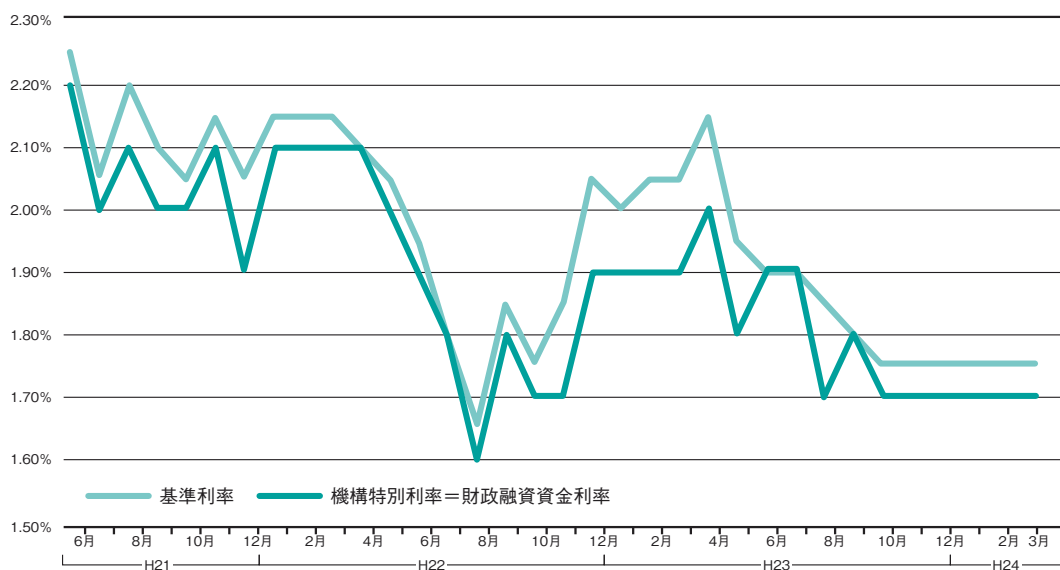
貸付利率は、基準利率及び機構特別利率（旧特別利率及び旧臨時特別利率）（注）の2種類があります。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、機構設立以来の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

（注）平成24年度同意（許可）債から、これまでの旧特別利率（基準利率－0.30%）及び旧臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率として一本化しました。旧特別利率及び旧臨時特別利率は過年度債分に適用されます。



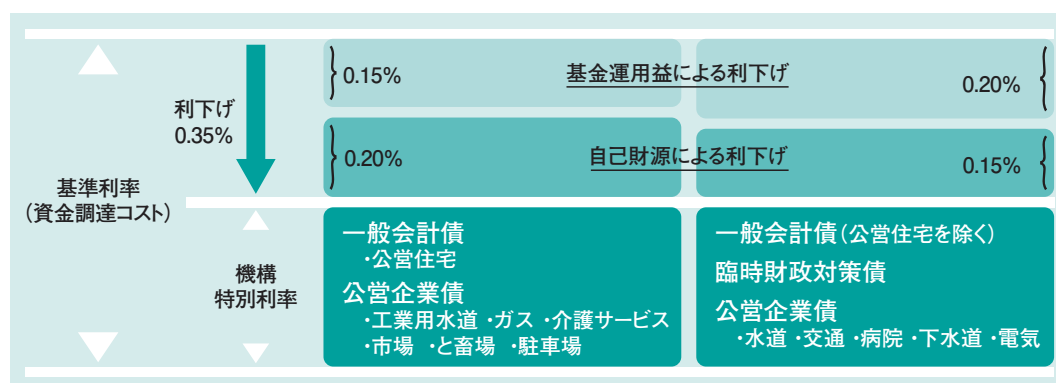
（注1）貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち5年据置）のものを記載しています。

（注2）同一償還条件の財政融資資金の貸付利率を下限としているため、同水準になっています。

2. 公営競技納付金等による利下げ

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。



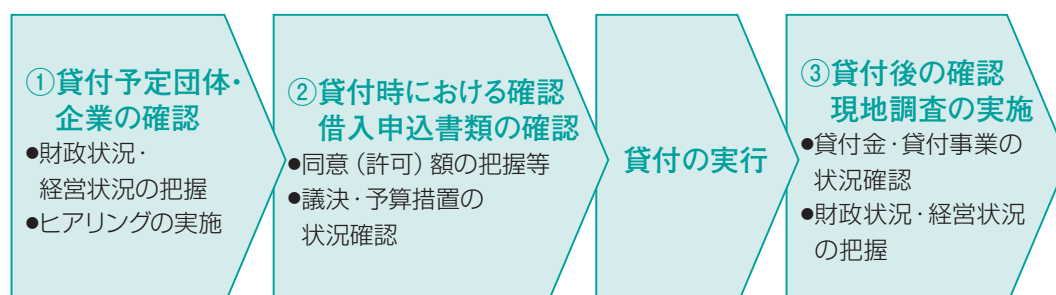
※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業毎の基金運用益による利下げ幅は「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号の規定）に基づき、総務大臣が定めています。

3. 貸付の審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、（地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて）決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県の関係部署にヒアリングを行います。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。



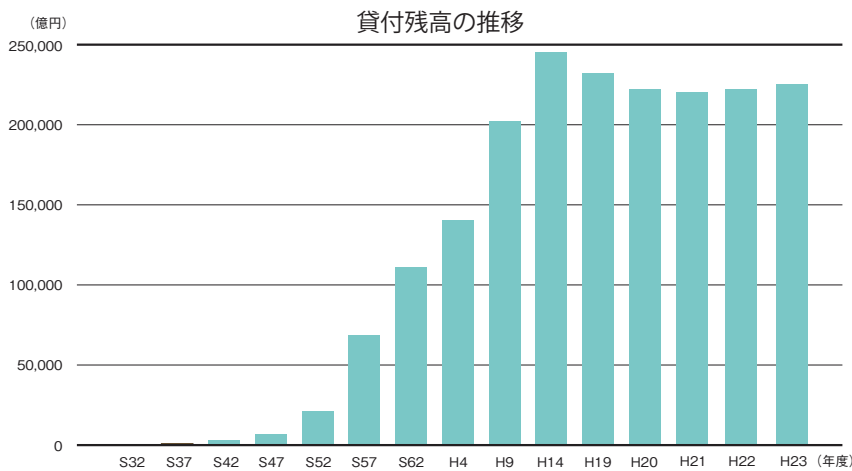
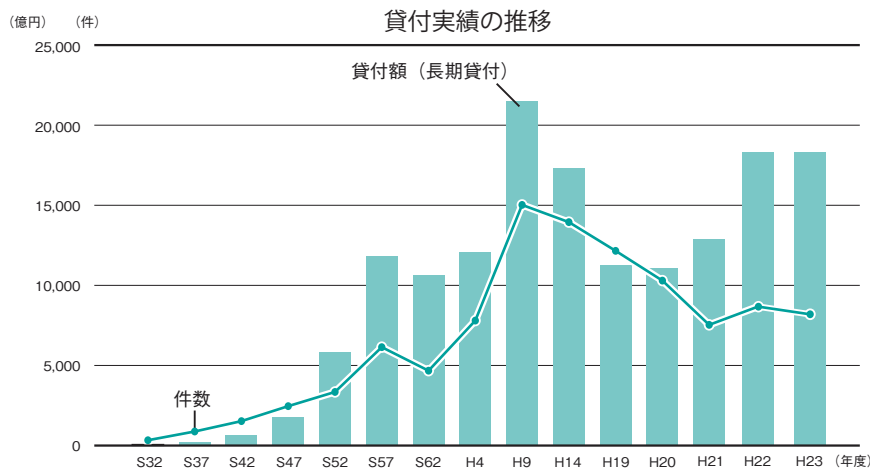


4. 貸付実績の推移

1. 全体の貸付実績の推移

旧公庫の貸付額（長期貸付）は平成9年度の2兆1,369億円がピークであり、以後、貸付額は減少していましたが、平成21年度からは一般会計債も貸付対象となったことなどから、近年は増加しています。

平成23年度の貸付実績は1兆8,041億円であり、平成23年度末における貸付残高は22兆3,874億円となっています。

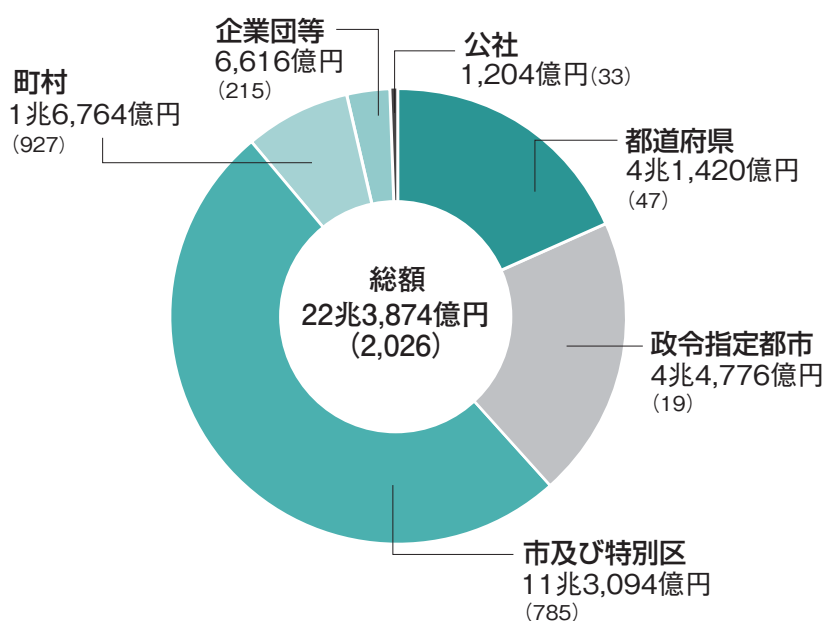


2. 団体種別貸付実績

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成23年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,026団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が11兆3,094億円で最も多く全体の51%を占めています。次いで、政令指定都市が4兆4,776億円で20%、都道府県が4兆1,420億円で18%となっており、残り2兆4,584億円が町村及び企業団等で11%となっています。

団体種別貸付残高(平成24.3.31現在)

(受託貸付を除く) ()は貸付団体数





3.事業毎の貸付実績の推移

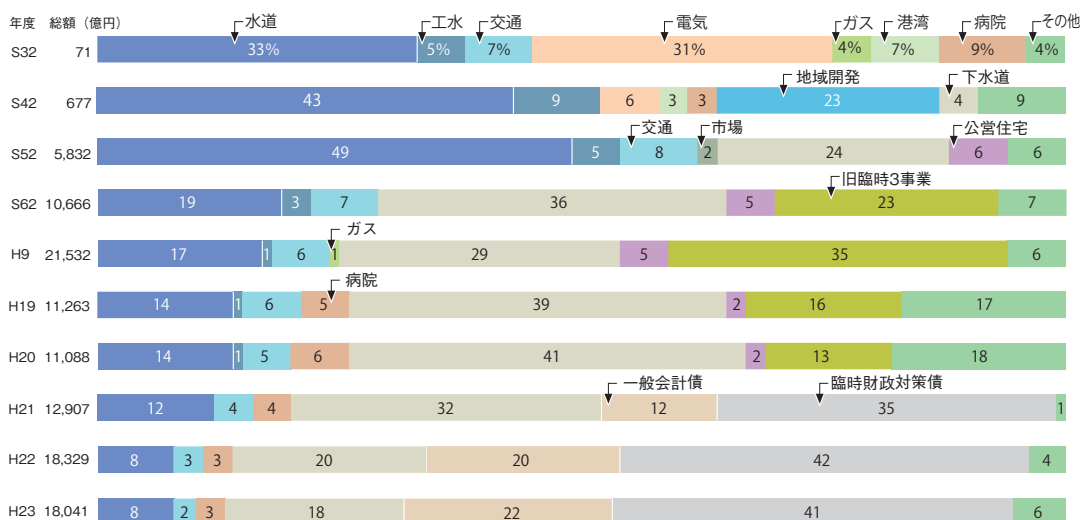
貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発が、50年代には下水道、水道が主な貸付対象事業となり、60年代以降は下水道及び臨時3事業（臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校）のウェイトが高くなっていました。

平成21年度からは、これまで主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、また、臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成23年度の事業毎の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く7,378億円で全体の41%を占め、次いで下水道事業3,196億円18%、合併特例事業1,880億円10%の順になっています。

平成23年度末の貸付残高は22兆3,874億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の39%を占め、次いで水道事業18%、旧臨時3事業16%の順になっています。

■年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



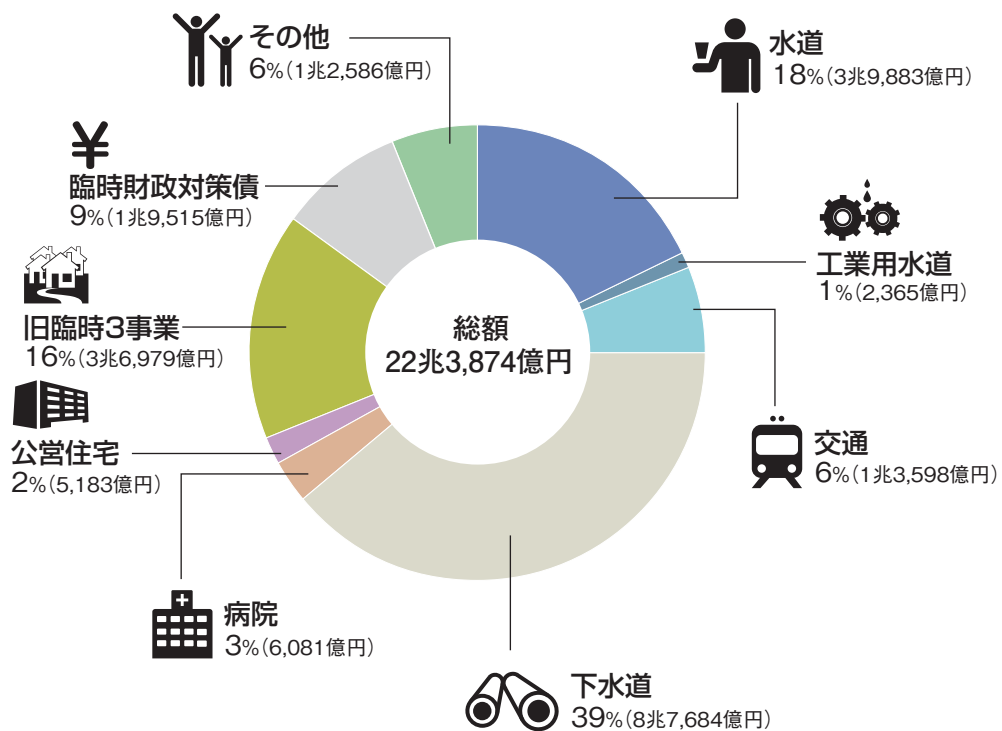
(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

(注2) その他には、公営企業借換債及び被災施設借換債を含んでいます。

(注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。

(注4) 一般会計債には、公営住宅、旧臨時3事業に係る貸付けを含んでいます。

事業別貸付残高(平成24.3.31現在)





5. 貸付対象事業の紹介

地方公共団体金融機構においては、地方財政法第5条の3第6項の規定に基づき毎年度国が策定する地方債計画の事業区分に従って貸付けを行っています。

(注) 各事業の事業数等は平成22年度のものであります。なお、写真は、既存の融資事業の例ですので、平成23年度に貸付けた事業とは限りません。

【下水道事業】

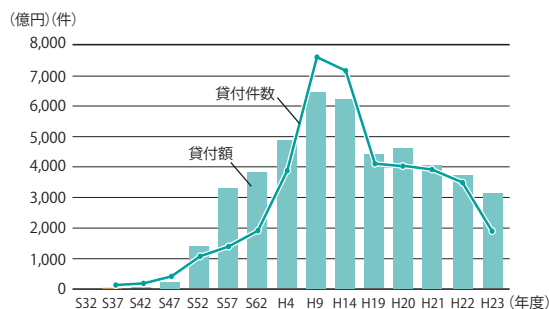
汚水処理人口普及率は、平成22年度末で86.9%となっており、このうち人口5万人未満の市町村における普及率は72.2%となっています。

下水道事業の数は、3,637事業で、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理量の合計）は約149億m³となっており、平成22年度末における現在処理区域内人口は1億26万人となっています。

平成23年度の貸付額は、3,196億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設(岐阜県揖斐川町)



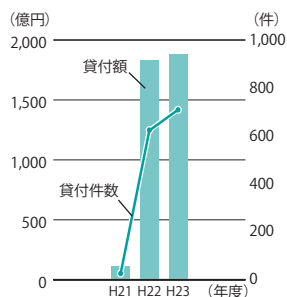
【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業であり、平成21年度から新たに貸付対象になったものです。また、上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増高経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成なども対象となっています。

平成23年度の貸付額は、1,880億円となっています。



JR草津線寺庄駅周辺



【水道事業】

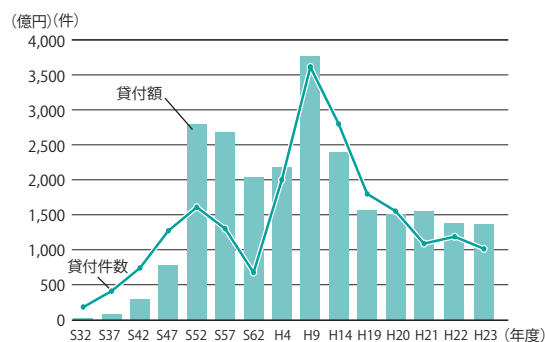
水道普及率は、平成21年度末で97.5%となっています。

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,152事業あり、年間約188億㎡の給水を行っており、給水人口は約1億2,494万人となっています。

平成23年度の貸付額は、1,367億円となっています。



大井川広域水道企業団(静岡県)



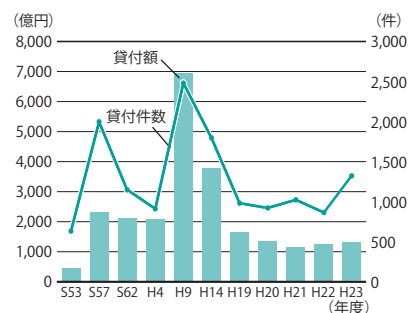
【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成21年度から地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成23年度の貸付額は、1,329億円となっています。



町道内池水口線(滋賀県日野町)



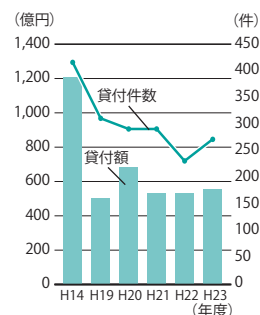
【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、654事業で、これらの事業が有する病院の数は883病院（一般病院846、結核病院1、精神科病院36）となっています。

平成23年度の貸付額は、574億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。



県立こころの医療センター(三重県)





貸付業務

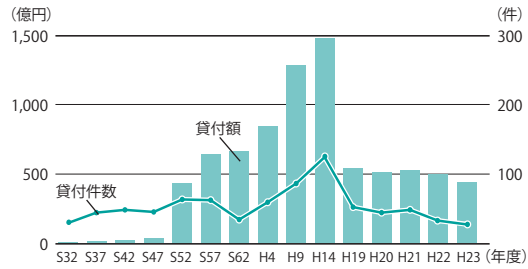
【交通事業】

地方公共団体が経営する交通事業は、80団体98事業あり、年間延べ約40億人（1日平均1,083万人）に利用されています。

平成23年度の貸付額は、438億円となっています。



市内電車環状線（富山市）

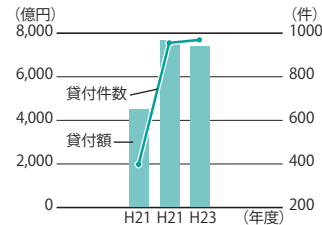


【臨時財政対策債】

地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

この不足額の一部について、地方公共団体自らが臨時財政対策債の発行により調達することとされており、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成23年度の貸付額は、7,378億円となっています。



【その他の事業】

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成23年度の貸付額は1億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成22年度末では約217万戸が管理されています。

平成23年度の貸付額は、161億円となっています。



市営住宅賀露団地(鳥取市)

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

平成23年度の貸付額は145億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については臨時河川等整備事業(中小河川の整備)や臨時高等学校整備事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

平成23年度の貸付額は、85億円となっています。



県立青森東高校(青森県)

■地域活性化事業

「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」の構築を図る「緑の分権改革」に資する事業及びこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成23年度の貸付額は、89億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成23年度の貸付額は、272億円となっています。



貸付業務

■工業用水道事業

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152事業260施設あり、6,118箇所の工場等に年間約46億 m^3 を給水しています。

平成23年度の貸付額は、97億円となっています。



生田浄水場(川崎市)

■電気事業・ガス事業

地方公共団体が経営する電気事業は、63事業348発電所で、発電能力は最大出力275万kW、年間発電電力量は94億kWhに達しています。また、地方公共団体は、30のガス事業を経営し、89万戸の家庭に年間386億MJのガスを供給しています。

平成23年度の貸付額は、40億円となっています。



仁右エ門用水発電所(富山県)

■港湾整備事業

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、101事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成23年度の貸付額は、29億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン(福岡市)

■介護サービス事業

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、598事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成23年度の貸付額は、34億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ(萩市)

■市場事業

地方公共団体が経営する市場事業は、175事業で、年間の取扱量は、そ菜736万トン、果実243万トン、水産物381万トン、肉類その他78万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成23年度の貸付額は、82億円となっています。



中央卸売市場(盛岡市)

■と畜場事業

地方公共団体が経営すると畜場事業は、73事業で、平成22年度における年間処理実績は417万頭となっています。

平成23年度の貸付額は、8億円となっています。



食肉流通センター(金沢市)

■観光施設事業(産業廃棄物処理事業を含む。)

観光施設事業は、休養宿泊事業136事業をはじめ、ロープウェイ61事業、その他観光事業(温泉、城、資料館、動植物園等)169事業の合計366事業が行われています。

平成23年度の貸付額は、1億円となっています。



旭山動物園(旭川市)

■駐車場事業

地方公共団体が経営する駐車場事業は、232事業695施設であり、公営駐車場の収容能力は約12万4千台、1日平均利用台数は約17万台となっています。

平成23年度の貸付額は、20億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場(川口市)



【平成24年度新規貸付対象事業等】

■緊急防災・減災事業

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業です。

平成24年度の貸付計画額は848億円となっています。



■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成24年度の貸付計画額は3億円となっています。



■一般事業

これまでの貸付対象事業に加え「地域総合整備資金貸付事業」（地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした地方公共団体が行う無利子融資）や「出資金・貸付金、負担金」（災害援護貸付金等）を新たに貸付対象としました。

平成24年度の貸付計画額は97億円となっています。

地方支援業務

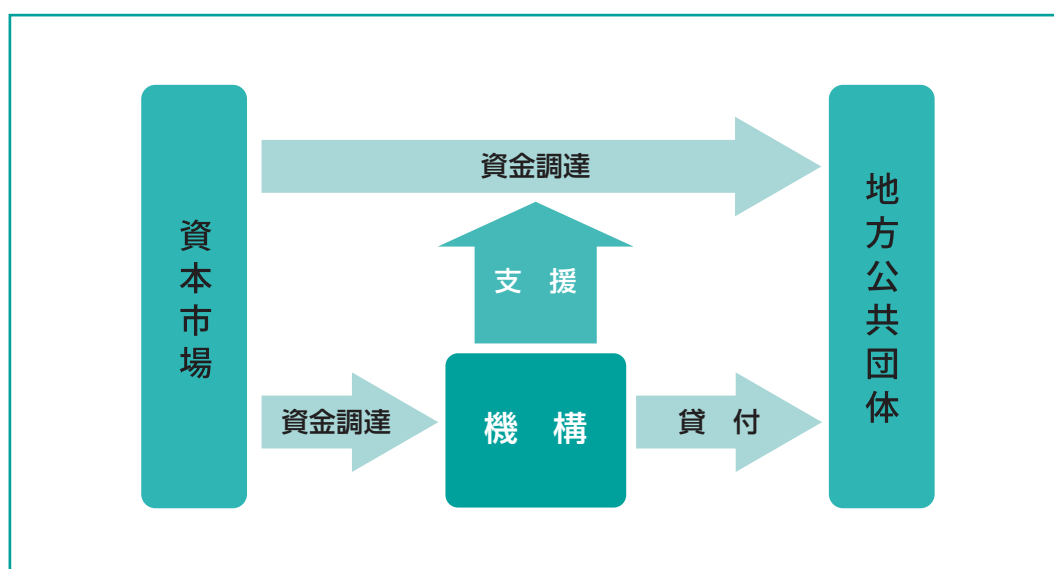
地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。

1. 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、資本市場から資金調達を効率的かつ効果的に行い、その資金を地方公共団体に融通する役割を担っています。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施しています。

また、機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体の求める支援を提供しています。



2. 地方支援業務の概要

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、支援を実施しています。

1. 人材育成

地方財政、金融、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた研修を実施しています。



地方支援業務

■共催研修(短期集中研修)

全国市町村国際文化研修所(JIAM)や市町村アカデミー(JAMP)との共催により、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できるよう、金融知識に関する専門的な研修を提供しています。

■出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地域の実状や受講者のレベルに応じた講義を提供しています。

■実務テキストの作成

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開しています。

2. 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元しています。

■調査研究

個別の地方公共団体では実施が困難な調査研究を実施しています。

■フォーラム等の開催

東京大学と共催でフォーラムを開催しています。

3. 実務支援

個別の地方公共団体の要望に応じて、金融専門知識や経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーがきめ細やかな支援を実施しています。

■自治体ファイナンス・アドバイザー派遣

資金調達に当たって生じる疑問や悩みに対して、その解決に向けた専門的なアドバイスを提供しています。

■現地サポート型実務支援事業～住民参加型市場公募地方債発行実務支援

住民公募債の発行を初めて行う地方公共団体を対象に、自治体ファイナンス・アドバイザーを派遣して、きめ細やかな支援を行う「住民公募債発行に際しての現地サポート事業」と「発行に係る広報経費等の助成事業」を行っています。

4. 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識を、ホームページ、広報誌、研修等を通じて、活用方法も含め提供しています。

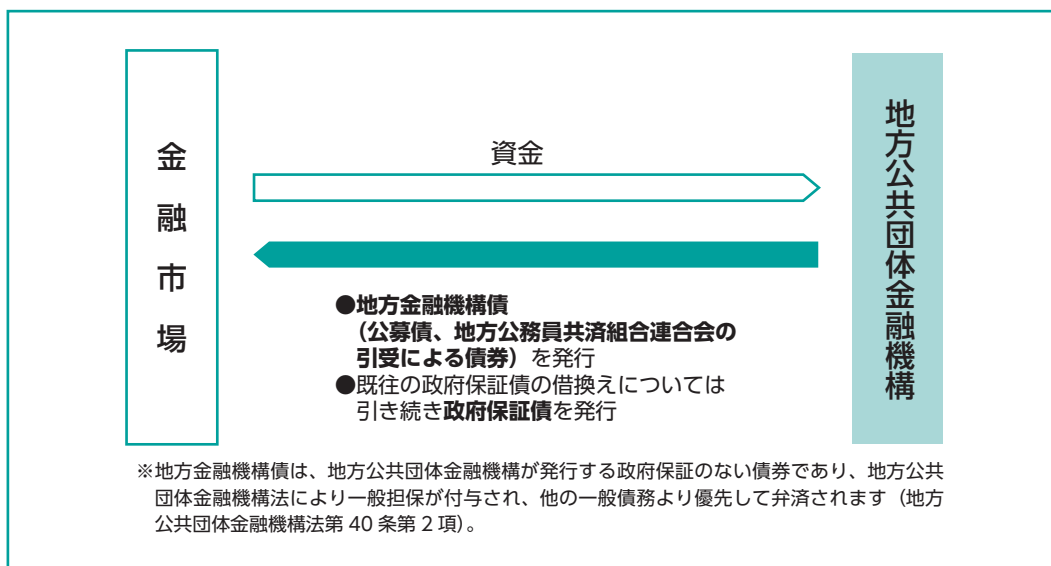
資金調達業務

地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した条件で貸出すため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的に調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債（公募債）を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行も併せて行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。





2. 資金調達の基本姿勢

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくことを通じて、資本市場からの確固たる信託を維持してまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に10年債については、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) やユーロMTNプログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けのニーズに迅速かつ的確に対応してまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

2. 積極的な情報開示と説明の徹底

投資家判断に資するよう機構の事業・財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への確固たる信託を維持するため投資家説明会や個別投資家訪問といったIRを積極的に実施します。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう半期毎に債券発行計画を公表します。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

〈参考〉

FLIPの概要

年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組みです。

○債券の年限 3年～30年(ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く)

○1回の発行額 30億円以上

ユーロMTNプログラムの概要

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様の信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」であると考えています。

- 機構は地方の資金共同調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- 金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- 地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)、ムーディーズ・ジャパン (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトの категорияは円建債10%、外貨建債20%となっています。

このほか、海外投資家 (非居住者、外国法人等) が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなっています。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず0%となっています。(平成24年3月31日現在)

※非課税措置の対象となるのは、平成25年3月31日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

| | | |
|-------------|--|--------------------------------|
| 発行体格付 (依頼) | S&P : A A - (平成24.3.31 現在) Moody's : A a 3 R&I : A A + | |
| BISリスク・ウェイト | 地方金融機構債 : 10% (円建) 20% (外貨建) | (参考) 政府保証債 : 0% 国債・地方債 : 0% |
| 一般担保 | 機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。(地方公共団体金融機構法第40条第2項 (抄)) なお、この先取特権の順位は、同条第3項により、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。 | |

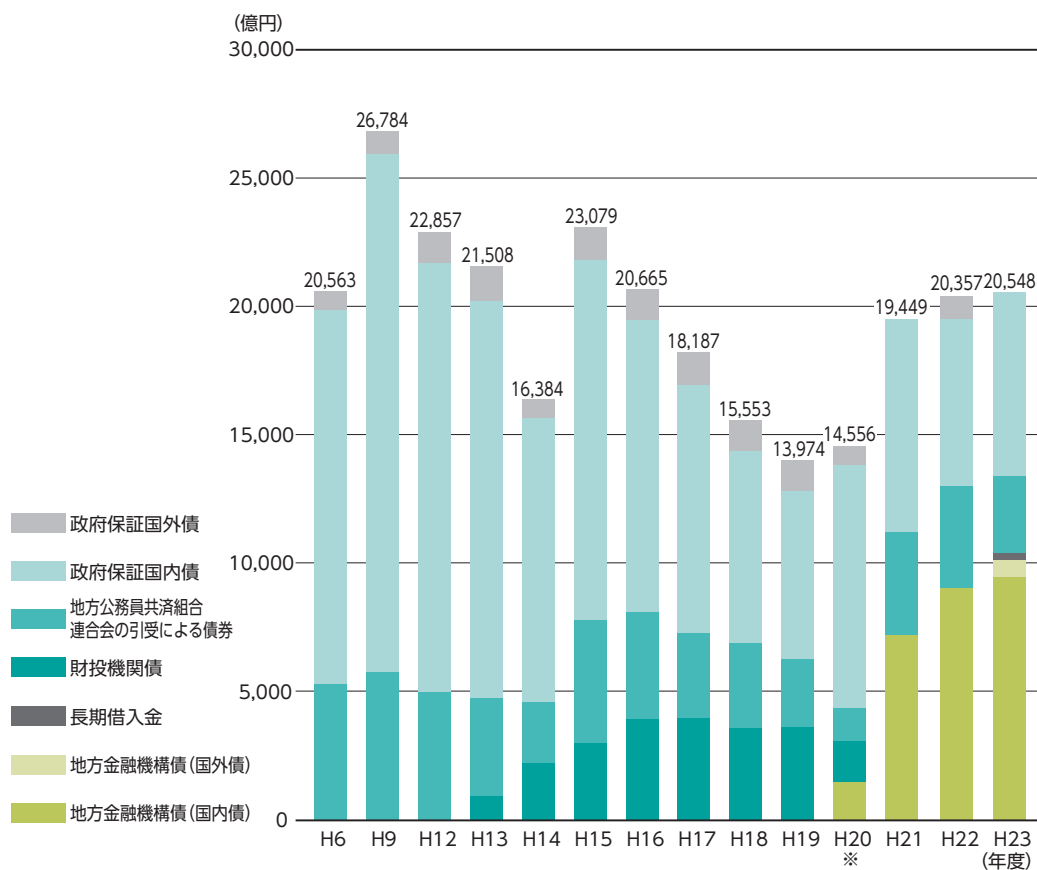


4. 資金調達実績の推移

機構では、地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受による債券）及び政府保証債を発行しています。

政府保証のない公募債として、旧公庫は平成13年度から財投機関債を発行していましたが、平成20年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

なお、平成23年度の債券発行総額は、2兆247億65百万円、借入金は300億円となっています。



※平成20年度は公営企業金融公庫と地方公営企業等金融機構の合算額